

霧島市条例第5号
令和8年1月16日

霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例（平成23年霧島市条例
第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「霧島市国分中央三丁目2番27号」を「霧島市国分中央三丁目44番10
号」に改める。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和8年2月24日から施行する。